

福岡県公報

平成十八年三月二十四日
第二千五百十二号
増刊 ②

福岡県告示第六百五号
騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第十七百十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十六日から施行する。

平成十八年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、筑穂町、穂波町、庄内町及び穎田町に係る部分を削り、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

- 騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正
- （環境保全課）……………一
- 騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正
- （環境保全課）……………一
- 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定の一部改正
- （環境保全課）……………一
- 振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正
- （環境保全課）……………一
- 振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正
- （環境保全課）……………一
- 振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正
- （環境保全課）……………一
- 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正
- （環境保全課）……………一
- 福岡県における主要農作物の奨励品種の一部改正
- （農業振興課）……………一
- 選挙管理委員会

- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正
- （地方課）……………三
- 長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正
- （地方課）……………三

告 示（第六百五号～第六百十二号）

目 次

福岡県告示第六百六号
騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第十七百十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十六日から施行する。

平成十八年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、筑穂町、穂波町、庄内町及び穎田町に係る部分を削り、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所（ただし、平成十八年三月二十五日までは飯塚市役所、筑穂町役場、穂波町役場、庄内町役場及び穎田町役場）に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会

福岡県告示第六百七号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第十七百十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十六日から施行する。

平成十八年三月二十四日

告 示

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、筑穂町、穂波町、庄内町及び穎田町に係る部分を削り、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所（ただし、平成十八年三月二十五日までは飯塚市役所、筑穂町役場、穂波町役場、庄内町役場及び穎田町役場）に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第六百八号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十六日から施行する。

平成十八年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、筑穂町、穂波町、庄内町及び穎田町に係る部分を削り、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所（ただし、平成十八年三月二十五日までは飯塚市役所、筑穂町役場、穂波町役場、庄内町役場及び穎田町役場）に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第六百九号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十六日から施行する。

平成十八年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、筑穂町、穂波町、庄内町及び穎田町に係る部分を削り、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所（ただし、平成十八年三月二十五日までは飯塚市役所、筑穂町役場、穂波町役場、庄内町役場及び穎田町役場）に備え置いて縦覧に供する。)

別添図面のうち、筑穂町、穂波町、庄内町及び穎田町に係る部分を削り、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所（ただし、平成十八年三月二十五日までは飯塚市役所、筑穂町役場、穂波町役場、庄内町役場及び穎田町役場）に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第六百十号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第千七百十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十六日から施行する。

平成十八年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、筑穂町、穂波町、庄内町及び穎田町に係る部分を削り、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所（ただし、平成十八年三月二十五日までは飯塚市役所、筑穂町役場、穂波町役場、庄内町役場及び穎田町役場）に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第六百十一号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十六日から施行する。

平成十八年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

一のイ中「、筑穂町、穂波町、庄内町、穎田町」を削る。

福岡県告示第六百十二号

福岡県における主要農作物の奨励品種（平成元年十月福岡県告示第千七百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

一の表中

コシヒカリ	ほほえみ
夢づくし	つくしろまん
ヒノヒカリ	あきさやか

を

コシヒカリ 夢つくし ヒノヒカリ	つくしろまん あきさやか
ニシノチカラ ニシノホシ	九州二条一七号
ニシノチカラ ニシノホシ	はるしづく
ニシノチカラ ニシノホシ	を
三の表中	に改める。

福岡県選挙管理委員会告示第二十六号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月十二日福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

指定した施設の表筑紫野市の項中

筑紫野市生涯学習センター	二日市南二丁目九番三号
筑紫南コミュニティセンター	原田四丁目一六番地六

に を 改める。

福岡県選挙管理委員会告示第二十八号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第一二三号）の一部を次のように改正する。

一 病院 福岡市（城南区）の項中	福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明
改め、一 病院 筑紫野市の項中	改め、一 病院 うきは市の項の次に次のように加える。
宮若市	宮若市
福岡大学筑紫病院	福岡大学筑紫病院
医療法人新光園鞍手共立病院	医療法人新光園鞍手共立病院
有吉病院	有吉病院
老人保健施設つくも苑	老人保健施設つくも苑
医療法人相生会宮田病院	医療法人相生会宮田病院
老人保健施設リストーロ若宮	老人保健施設リストーロ若宮
一 病院 鞍手郡の項中	一 病院 鞍手郡の項中
医療法人新光園鞍手共立病院	医療法人新光園鞍手共立病院
有吉病院	有吉病院
老人保健施設リストーロ若宮	老人保健施設リストーロ若宮
小竹町立病院	小竹町立病院
を	を

平成十八年三月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

改め、一 病院 筑紫野市の項中

宮若市

福岡大学筑紫病院

医療法人新光園鞍手共立病院

有吉病院

老人保健施設つくも苑

医療法人相生会宮田病院

老人保健施設リストーロ若宮

一 病院 鞍手郡の項中

医療法人新光園鞍手共立病院

有吉病院

老人保健施設リストーロ若宮

小竹町立病院

を

福岡県選挙管理委員会告示第二十八号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第一二三号）の一部を次のように改正する。

改め、

小竹町立病院

鞍手郡小竹町大字勝野一一九一番地

に

鞍手町立病院
老人保健施設つくも苑
医療法人相生会宮田病院" 鞍手町大字中山二四三七の一
" 大字下有木字坂本前一五一七一
" 大字本城一六三六番地

に

改め、一 病院 築上郡の項中

鞍手町立病院

" 鞍手町大字中山二四三七の一
" 鞍手町大字中山二四三七の一

に

宮部病院
宮部病院築上郡椎田町大字港三三五
築上郡築上町大字港三三五

に

改め、

介護老人保健施設ピア・ハート
介護老人保健施設ピア・ハート" 築城町大字安武八四四番の一
" 大字安武八四四番の一

に

改め、
二 老人ホームの項中社会福祉法人岡南会ケアハウス
えびね" 浮羽町古川七〇七番地三
" 浮羽町古川七〇七番地三

を

社会福祉法人宮田福祉会特別養
護老人ホーム白寿園
えびね" 宮若市龍徳字辻屋敷一三三二八番地
" 磐光二一五九番地一

に

ケアホームやすらぎ
特別養護老人ホームわきたの里" 磐光一三〇一一一七
" 脇田八〇五番地

に

改め、

特別養護老人ホームやすらぎ園
養護老人ホーム白寿園
社会福祉法人宮田福祉会特別養
護老人ホーム照陽園" 鞍手町大字木月字黒木一五九九
" 宮田町大字龍徳字辻屋敷一三三二八番地
" 大字磐光二一五九番地の一

に

特別養護老人ホームやすらぎ園
特別養護老人ホームわきたの里" 若宮町大字脇田八〇五番地
" 鞍手町大字木月字黒木一五九九

に

改め、

社会福祉法人淨興寺灯明会特別
養護老人ホーム誠松園
特別養護老人ホーム愛翠苑" 築上郡築城町大字安武九九〇番地
" 椎田町大字上ノ河内一〇四八番地
" 吉富町大字幸子八〇三番地の一

に

社会福祉法人緑風会特別養護老
人ホーム吉富鳳寿園
特別養護老人ホーム愛翠苑" 新吉富村大字安雲五八五番地の四
" 大平村大字西友枝一九三二八番地

に

社会福祉法人緑風会特別養護老
人ホーム吉富鳳寿園
特別養護老人ホーム安雲拓心苑" 築上郡吉富町大字幸子八〇三番地の一
" 上毛町大字安雲五八五番地の四
" 大字西友枝一九三二八番地

を

上毛町立特別養護老人ホームた
いへい苑" 築上町大字安武九九〇番地
" 大字西友枝一九三二八番地

に

社会福祉法人淨興寺灯明会特別
養護老人ホーム誠松園

" 築上町大字安武九九〇番地

を

改める。

三 身体障害者更正援護施設の項中

特別養護老人ホーム愛翠苑	〃	大字上ノ河内一〇四八番地

社会福祉法人宗像福祉会身体障害者療護施設むなかた苑	宗像市田久一四〇一一

社会福祉法人宗像福祉会身体障害者療護施設むなかた苑	宗像市田久一四〇一一
みやた苑	宮若市長井鶴字板深八八五番地一

改め、

社会福祉法人福岡コロニー身体障害者福祉工場福岡福祉工場	〃	緑ヶ浜一丁目一一番二号
みやた苑	鞍手郡宮田町大字長井鶴字板深八八五番地の一	

改め、

社会福祉法人福岡コロニー身体障害者福祉工場福岡福祉工場	〃	緑ヶ浜一丁目一一番二号
みやた苑	鞍手郡宮田町大字長井鶴字板深八八五番地の一	

改め、

身体障害者療護施設和光苑	〃	緑ヶ浜一丁目一一番二号
篠上郡篠上町大字上河内一〇三三番地	篠上郡椎田町大字上河内一〇三三番地	

改める。

に を に を

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目六番
弘文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)